

計画素案にご意見を寄せください

八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画(第5期)素案



AED講習を受ける高齢者の皆さん

セントと、「超高齢社会」を迎えております。

高齢化が進行するなかで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けた計画を策定するため、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する「八幡市介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、審議・検討を行います。

平成24年度から26年度の3カ年を計画期間とする「八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」の素案をまとめました。

今回、この素案についてパブリックコメント(意見公募)を実施し、市民の皆さんの意見を募集します。

パブリックコメント

(市民の意見)

募集期間 1月5日(木)～20日(金)

募集対象 市内在住、在勤、在学の人・市内に事業所(事務所)を有する人

提出方法 様式に定めは

りません。あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)、電話番号を記入し、次の①④のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送 〒614-8501

②ファックス送信 972-2620

③市ホームページからメール送信

④環境保全課(市役所2階)へ持参

⑤閲覧場所に設置した専用投書箱へ投かん

計画素案の具体的な内容につきまして、市役所2階の閲覧コーナーおよび高齢介護課窓口、市ホームページのほか、市内各公民館・コミセンや介護施設等でもご覧いただけます。

その他 電話、口頭での意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。

意見の活用 策定委員会等で審議を行い、計画等に反映できるよう努めるとともに、提出された意見とその意見に対する策定委員会等での考え方につきまして市ホームページ等に掲載する予定です。

問い合わせ 高齢介護課

ル送信

④環境保全課(市役所2階)へ持参

⑤閲覧場所に設置した専用投書箱へ投かん

計画素案の具体的な内容につきまして、市役所2階閲覧コーナーおよび環境保全課窓口、市ホームページでもご覧いただけます。

その他 電話、口頭での意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。

意見の活用 策定委員会等で審議を行い、計画等に反映できるよう努めるとともに、提出された意見とその意見に対する策定委員会等での考え方につきまして市ホームページ等に掲載する予定です。

問い合わせ 環境保全課

ル送信

④環境保全課(市役所2階)へ持参

⑤閲覧場所に設置した専用投書箱へ投かん

計画素案の具体的な内容につきまして、市役所2階閲覧コーナーおよび環境保全課窓口、市ホームページでもご覧いただけます。

その他 電話、口頭での意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。

意見の活用 策定委員会等で審議を行い、計画等に反映できるよう努めるとともに、提出された意見とその意見に対する策定委員会等での考え方につきまして市ホームページ等に掲載する予定です。

問い合わせ 環境保全課

ル送信

④環境保全課(市役所2階)へ持参

⑤閲覧場所に設置した専用投書箱へ投かん

計画素案の具体的な内容につきまして、市役所2階閲覧コーナーおよび環境保全課窓口、市ホームページでもご覧いただけます。

その他 電話、口頭での意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。

意見の活用 策定委員会等で審議を行い、計画等に反映できるよう努めるとともに、提出された意見とその意見に対する策定委員会等での考え方につきまして市ホームページ等に掲載する予定です。

問い合わせ 環境保全課

ル送信

パブリックコメント

(市民の意見)

募集期間 1月4日(水)～24日(火)

募集対象 市内在住、在勤、在学の人・市内に事業所(事務所)を有する人

提出方法 様式に定めは

りません。あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)、電話番号を記入し、次の①④のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送 〒614-8501

②ファックス送信 982-7088(代表)

③市ホームページからメール送信

④環境保全課(市役所2階)へ持参

⑤閲覧場所に設置した専用投書箱へ投かん

計画素案の具体的な内容につきまして、市役所2階閲覧コーナーおよび環境保全課窓口、市ホームページでもご覧いただけます。

その他 電話、口頭での意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。

意見の活用 策定委員会等で審議を行い、計画等に反映できるよう努めるとともに、提出された意見とその意見に対する策定委員会等での考え方につきまして市ホームページ等に掲載する予定です。

問い合わせ 環境保全課

ル送信

④環境保全課(市役所2階)へ持参

市では、平成23年11月末現在、65歳以上の高齢者数が1万6千416人ととなり、高齢化率が22.1パーセントと、「超高齢社会」を迎えております。高齢化が進行するなかで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けた計画を策定するため、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する「八幡市介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、審議・検討を行います。平成24年度から26年度の3カ年を計画期間とする「八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」の素案をまとめました。今回、この素案についてパブリックコメント(意見公募)を実施し、市民の皆さんの意見を募集します。

「八幡市子どもの読書活動推進計画」(第二次)素案



図書館で本を選ぶ親子

市では、平成17年3月に「八幡市子どもの読書活動推進計画」読書環境の整備をめざした「5カ年計画」を策定しました。このたび、この5カ年の成果と課題をもとに、新たな「八幡市子どもの読書活動推進計画(第二次計画)」策定にむけて素案をまとめました。

この計画が、より良いものとなるように、広く市民の皆さんの意見を募集します。

パブリックコメント

(市民の意見)

募集期間 1月7日(土)～28日(土)

募集対象 市内在住、在勤、在学の人

提出方法 八幡市民図書館

提出先 様式に定めは

りません。あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)、電話番号を記入し、次の①④のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送 〒614-8082

②ファックス送信 981-8530

③市ホームページからメール送信

④八幡市民図書館(八幡宮蒲池1)へ持参

計画素案の具体的な内容につきまして、市役所2階の閲覧コーナーおよび八幡市民図書館、市ホームページのほか、次の場所でもご覧いただけます。

・男山市民図書館

・生活情報センター

・八幡人権・交流センター

その他 電話、口頭での意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。

意見の活用 策定委員会等で審議を行い、計画等に反映できるよう努めるとともに、提出された意見とその意見に対する策定委員会等での考え方につきまして市ホームページ等に掲載する予定です。

問い合わせ 八幡市民図書館(☎982-7337)

ル送信

④八幡市民図書館(八幡宮蒲池1)へ持参

計画素案の具体的な内容につきまして、市役所2階の閲覧コーナーおよび八幡市民図書館、市ホームページのほか、次の場所でもご覧いただけます。

・男山市民図書館

・生活情報センター

パブリックコメント

(市民の意見)

募集期間 1月7日(土)～28日(土)

募集対象 市内在住、在勤、在学の人

提出方法 八幡市民図書館

提出先 様式に定めは

りません。あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)、電話番号を記入し、次の①④のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送 〒614-8082

②ファックス送信 981-8530

③市ホームページからメール送信

④八幡市民図書館(八幡宮蒲池1)へ持参

計画素案の具体的な内容につきまして、市役所2階の閲覧コーナーおよび八幡市民図書館、市ホームページのほか、次の場所でもご覧いただけます。

・男山市民図書館

・生活情報センター

・八幡人権・交流センター

その他 電話、口頭での意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。

意見の活用 策定委員会等で審議を行い、計画等に反映できるよう努めるとともに、提出された意見とその意見に対する策定委員会等での考え方につきまして市ホームページ等に掲載する予定です。

自転車は安全ルールを守って、楽しく乗りましょう!



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

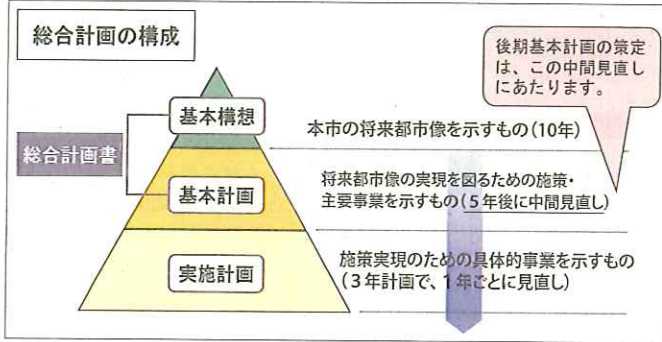


(平成19年7月10日：中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

総合計画後期基本計画素案にご意見を募集

市では、現在、「第4次八幡市総合計画」に基づき、平成24年度からの5年間の施策等を定める後期基本計画の策定を進めています。

策定にあたり、後期基本計画素案に対するご意見を募集していますので、これからの市のまちづくりについて、あなたのご意見をお寄せください。



「第4次八幡市総合計画」について

総合計画は、将来における望ましい都市像とその実現のための方向や施策を示すまちづくりの基本指針で、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されています。(図参照)

市では、平成19年度から平成28年度までを計画期間とする「第4次八幡市総合計画」を策定し、将来都市像である「自然と歴史文化が調和し、人が輝く、やすらぎの生活都市」を目指して、まちづくりを進めてきました。

平成23年度をもって、前期基本計画の期間が終了することから、この間の本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、前期基本計画に定

「第4次八幡市総合計画」では、各章のタイトルが同時に7つのまちづくりの基本目標となっており、章ごとに成果指標(章の取組の成果をはかる指標)を設定しています。

この指標は、各施策の目的を達成するためのさまざまな取組の目標を、わかりやすく数値で示したもので、各施策の達成度を測る目安となるものです。

後期基本計画素案の作成経過

後期基本計画素案の作成にあたっては、市職員によって構成される総合計画策定委員会および策定幹事会、学識経験者や市民委員等によって構成される総合計画検討懇談会を開催し、計画についての審議等を行い進めてきました。

成果指標とは

後期基本計画の策定方針

後期基本計画では、市民にとって、わかりやすい計画となるよう内容のコンパクト化を行います。

また、前期基本計画の各節における「基本方向」に代わり、「めざす姿」を設定し、将来の市民の暮らしの状態をイメージしやすくなるようにします。「めざす姿」を設定することで、市の取組がどこに向かって進んでいるのか、という基本的な方針を確認することができます。

また、平成24年度から平成28年度までの5年間の施策等を定める後期基本計画を策定し、引き続き基本構想の実現に向けて、まちづくりを進めていきます。

第1章 人権を大切に、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち

<成果指標>

- 自治組織率
- 自治組織への加入率
- NPO法人数
- 市民公募委員を選任している審議会等の比率
- 市民公募委員選任審議会等における市民公募委員の比率
- 設置要綱に基づく審議会等委員への女性登用比率

第2章 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち

<成果指標>

- 保育園の待機児童率
- 子育て支援センター事業の参加人数
- 市内不登校児童生徒出現率
- 八幡市民スポーツ公園利用者数
- 八幡市文化センター利用者数

第3章 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち

<成果指標>

- 調査地点における河川のBOD※環境基準達成率
- 地域における温室効果ガス排出量
- 不法投棄件数
- 野外の不適正な燃焼行為件数
- 市民1人1日当たりのごみ排出量

※BOD(生物化学的酸素要求量)
…河川の汚染物質(有機物)が微生物によって酸分解される際に消費される酸素量を示す指標。値が大きくなるほど、河川の汚濁がひどくなっていることを示す。

第4章 だれもが明るく元気に暮らせるまち

<成果指標>

- 特定健康診査受診率(人間ドック含む)
- 国民健康保険料徴収率(現年度分)
- バリアフリー化を実現した公共施設・設備の件数
- 福祉ボランティア登録人数
- 介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合
- 障がい者通所施設の通所受入人数

第5章 人がつどい、活力あふれるまち

<成果指標>

- コミュニティバス1便当たりの利用者数
- ホームページアクセス件数
- エコファーマー認定農家数
- 観光入込客数
- 観光消費額

第6章 安心して暮らせる安全で快適なまち

<成果指標>

- 水洗化率
- 下水道人口普及率
- 地元団体への公園管理委託率
- 自主防災組織設立地域数
- 刑法犯認知件数
- 高齢者の交通事故発生比率

第7章 計画の実現に向けた取組や体制の強化

<成果指標>

- 全成果指標の達成率
- 経常収支比率
- 実質公債費比率
- 将来負担比率

パブリックコメント(市民の意見)募集

- ◇募集期間 1月4日(水)～25日(水)
- ◇募集対象 市内在住、在勤、在学の人
- ◇提出先 政策推進課
- ◇提出方法 次の①～④のいずれか。
- ①郵送 〒614-8501(住所記載不要)
- ②ファックス送信 982-7988(代表)

- ③市ホームページからメール送信
- ④政策推進課(市役所2階)へ持参
- ◇計画素案の閲覧場所
計画素案の具体的な内容につきましては、市役所2階の閲覧コーナーおよび政策推進課窓口、市ホームページでご覧いただけます。

- ◇その他 電話、口頭のご意見等は正確に保存できない恐れがあり、お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。なお、公表する場合は、意見の内容以外は公表しません。
- ◆問い合わせ 政策推進課